

てあて ねんきんとう
VII 手当・年金等

制度名	対象者	内容	受付場所	備考
<p style="text-align: center;">障 が い 基 礎 年 金 (国 民 年 金)</p>	<p>①国民年金加入中(若しくは60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診のある病気やけがなどにより障がい者になられた人で、次のア及びイのいずれにも当てはまる人 ア初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの加入期間の3分の2以上の納付期間があること、又は前々月までの直近1年間に保険料を滞納していないこと イ初診日から1年6箇月たったとき(障がい認定日)に障がい程度が国民年金法による障がい等級の1級又は2級の障がいの状態になっていること ②20歳以前の傷病により20歳に達したとき(障がい認定日が20歳以後の場合はその障がい認定日)に国民年金法による障がい等級1級又は2級に該当する人 ただし、この場合は本人の所得により支給制限あり ◎ 障がい者手帳の等級と国民年金法による障がい等級とは必ずしも一致しません。</p>	<p>詳細については、 市民課国民年金グループへお問い合わせください。</p>	<p>市民課 国民年金グループ 06-6902-6005</p>	<p style="text-align: center;">身 知 精</p>
<p style="text-align: center;">障 が い 厚 生 年 金</p>	<p>厚生年金加入中に、厚生年金保険法の障がい等級1級から3級に該当する障がいの状態になったとき</p>	<p>詳細については、守口年金事務所へお問い合わせください。</p>	<p>守口年金事務所 TEL 06-6992-3031 FAX 06-6992-6038</p>	<p style="text-align: center;">身 知 精</p>
<p style="text-align: center;">特 別 障 が い 者 手 当 ☐</p>	<p>日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅障がい者(所得制限あり)</p>	<p>月額 27,350 円 ◆2・5・8・11月支給</p>	<p>障がい福祉課 06-6902-6154</p>	<p style="text-align: center;">身 知 精</p>

制度名	対象者	内容	受付場所	備考
障がい児福祉手当	日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅障がい者(所得制限あり)	月額 14,880円 ◆2・5・8・11月支給	障がい福祉課 06-6902-6154	身
特別児童扶養手当	20歳未満で、政令で規定する障がいの状態にある児童を監護している父又は母に代わって児童を養育している人に支給されます。(所得制限あり)	月額 1級 52,500円 2級 34,970円 ◆4・8・11月支給	子ども政策課 06-6902-6186	知
児童扶養手当	①政令で規定する障がいの状態にある父又は母を持つ児童を養育している人 ②離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している人 ③児童の年齢は18歳まで、特別児童扶養手当の対象児童については20歳まで ④所得制限あり ◆所得に応じて一部支給になります。	月額 1子 全部支給 43,160円 一部支給 43,150円 ～10,180円 2子 加算 全部支給 10,190円 一部支給 10,180円 ～5,100円 3子以降加算 全部支給 6,110円 一部支給 6,100円 ～3,060円 ◆1・3・5・7・9・11月支給	子ども政策課 06-6902-6186	精
在宅生活応援制度	知的障がいの程度が重度(療育手帳A)で、かつ身体障がいの程度が重度(身体障がい者手帳1・2級)の人と同居の介護者(施設入所者、入院中の人、特別障がい者手当受給者を除く。)に給付金を支給する。	給付金月額10,000円 ◆4・7・10・1月支給	障がい福祉課 06-6902-6154	身 知
扶養共済制度	障がいのある人を扶養している保護者(65歳未満)が加入できます。 掛金:1口当たり月額9,300円～23,300円 (2口まで加入できます。加入時の年齢により、掛金は異なり、掛金の減免制度もあります。)	加入者が死亡又は重度障がいになったときから支給 月額1口につき20,000円	障がい福祉課 06-6902-6154	身 知 精